ようやく緊急事態宣言が解除されましたね。急激に新規感染者数が減っても専門家が説明できず、医療体制の強化も何がどこまでできているか情報が少ない中で、今後について楽観視できませんが、ひとまず、深呼吸できる、そんな感じですね。もっとも、多少外食や旅行ができるという程度で、マスク着用や手指消毒など基本対策の継続は必須ですね。

先月の事務所だよりでもお知らせいたしましたが、今月1日より東京都の最低賃金が1, 041円に上がります。昨年は上がらなかったせいか、意外と情報が広まっていない印象を受けます。改めて業務に関する最新情報を確認して、対応漏れがないようにして、下半期も頑張っていきましょう。

10月のトピックス

- ・労災基準の見直しについて
- ・休業時対応助成金の受付再開について
- ・雇用保険料率の引き上げ検討について

労災基準の見直しについて

労働者が脳・心臓疾患を発症した場合の労災認定基準が改正され、先月15日から運用が始まりました。 従来は、発症前1か月間に100時間または2~6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は発症との 関連性が強いと判断されていましたが、新しい基準では、この水準には至らなくても、これに近い時間外労 働があり、かつ、一定の負荷(勤務間インターバルが短い勤務や身体的負荷を伴う業務)があれば発症との 関連が強いと判断されます。

休業時対応助成金の受付再開について

厚生労働省は、小学校休業等対応助成金・支援金の受付を再開しました。新型コロナウイルスの感染拡大によって保育園や学校が臨時休業等になり、仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援し、8月から12月末までの休暇が対象となります。

雇用保険料率の引き上げ検討について

厚生労働省は、来年度以降の雇用保険率の引上げに向けて議論を始めました。雇用調整助成金の支給総額が4兆円を超えており、今秋にも財源が枯渇するとみられています。年末までに労働政策審議会での議論を踏まえて方向性をまとめ、来年の通常国会に雇用保険法改正案の提出を目指しています。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info URL: http://jibiro.info/ TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545 URL: https://jibiro.tokyo/